

COVID-19（新型コロナウイルス）関連に対して

（公社）埼玉県鍼灸師会
会長 河原保裕

新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発出され、埼玉県も対象区域となり何かと心配されている会員の先生方も多いかと思えます。

緊急事態宣言下での我々（鍼灸師・治療院）のあり方に関して、会の考えをお示しいたします。また、最新の情報収集や融資に関するサイト紹介もさせていただきます。

政府より COVID-19（新型コロナウイルス）拡散防止のため「緊急事態宣言」が発せられ、埼玉県をはじめ7都府県が特定区域に指定されました。

「緊急事態宣言」は、初めての事なのでどうなるかは不明な点、流動的な点が多いですが、海外で行われているようなロックダウン（都市封鎖）のようなものではないと政府の発表がありました。

「緊急事態宣言」で施行されるのは以下のことです。

1. 不要不急の外出自粛要請
2. 学校等、大規模な集会などの使用制限要請・指示（小規模は要検討）
3. 鉄道等交通機関の運行停止要請・指示（実際には交通機関は維持）
4. 企業などに医薬品等の売り渡し要請
5. 臨時医療施設の開設のため、土地・建物の立ち入り、使用

一部の会員の方からも問い合わせが来ており、そのほとんどが我々の施術所がどうなるかという不安を訴えるものでした。一番の問題は、衛生備品の流通が制限され病院等に優先となるため、治療院には更に入荷困難になることと、外出自粛要請で患者の来院が減少することだと思います。

鍼灸治療は患者の苦痛を和らげ、QOLの向上を図ることが出来ます。我々、鍼灸師は

開設者および施術者の判断のもと鍼灸治療が行われるものであり、
「患者さんの希望があれば施術を継続させるべき」だと考えております。

ただし、施術を行う上でこれまで以上の衛生面の徹底が求められます。会員各自において十分な配慮をお願いいたします。また、施術者自身に発熱などの体調不良がみられる場合は患者さんの来院をお断りして休業する等の臨機応変の対応も必要になります。患者さんが体調不良を訴えている場合は、保健所や市町村が設けている相談窓口にご相談するようご指導のほどお願いいたします。

SNS などのフェイクニュースには惑わされず、正確な情報を確認してください。

我々（鍼灸院）に対して非常に厳しい状況になることが予想されますが、なんとかこの難局を乗り越え、宣言解除時に患者が再び来院していただけるよう最善の努力をお願いいたします。

【 情報収集は以下のサイトなどを参考にしてください 】

●国立感染研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

●文部科学省(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応に付いて)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

●厚生労働省(新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

●外務省(海外安全ホームページ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

●埼玉県(新型コロナウイルスに関連した相談窓口について)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/consulting_service.html

【 経産省等の融資は以下のサイトを参考にしてください 】

中小企業向け補助金・支援サイト

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports?keywords=%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E9%96%A2%E9%80%A3&sort=popularity&order=desc&limit=10&offset=0>

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

埼玉県社会福祉協議会

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_22.html